

諮問番号：令和7年度諮問第34号
答申番号：令和7年度答申第38号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、令和6年4月16日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人等の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求人は自動車の売却について生活保護受給前から手続を行っており、売却益は保護開始前の借金の返済に充てたものであり、結果的に審査請求人の収入になっていないことから申告する必要はなく、収入として認定し、返還決定をした本件処分は違法又は不当である。

よって本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

（1）法第63条の解釈と運用について

法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に

実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない（福岡地方裁判所平成26年3月11日判決(平24(行ウ)22号。賃金と社会保障1615・1616号112頁)及び東京地方裁判所平成29年2月1日判決(平27(行ウ)625号。賃金と社会保障1680号33頁参照)）。

(2) 本件についてみると、処分庁は、審査請求人が自身の自動車（以下「本件自動車」という。）の売却益による収入300,000円（以下「本件収入」という。）を得たことから、令和6年4月16日付けで、本件収入額について、法第63条に基づき費用の返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

(3) 収入認定額の決定について

審査請求人は、保護開始前に本件自動車売却に関する手続を行っていることから、本件収入を収入認定することは不当である旨主張する。この点、本件自動車の保有認否並びに本件収入の資力発生時点及び収入認定について以下検討する。

ア 本件自動車の保有認否について

生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問3-14答のとおり、生活用品としての自動車については原則的に保有が認められず、事業用品としての自動車は当該事業が事業の種別、地理的条件等から判断して当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる場合には、保有を認めて差し支えないとされている。

これを本件について検討すると、①令和5年7月31日、審査請求人は自身の職業を無職と記載した保護開始申請書を処分庁に対し提出したこと、②同日、審査請求人は、保護開始申請書において、自動車の所有は無い旨記載し、処分庁に対して本件自動車の保有について資産申告していないこと、③処分庁が審査請求人の保護開始時点での調査内容では、審査請求人の資産として、本件自動車の有無は把握していなかったこと、④同年8月15日、処分庁は審査請求人に対し、保護受給中に自動車を所持することは原則認められないと伝えたことが認められる。

これらの事実関係を踏まえると、処分庁は、審査請求人が保護開始時にお

いて本件自動車を保有していたことを知らず、審査請求人においても、処分庁に対し、自動車の保有は無い旨告げ、保有が原則認められないことを了知していることから、処分庁は少なくとも審査請求人の保護開始時点から令和5年8月15日まで、審査請求人が本件自動車を保有することを容認した事実は認められない。また、仮に審査請求人が処分庁に対し本件自動車の保有を申告したとしても、審査請求人は保護開始時点で無職であるため、本件自動車が事業用品であるとはいえ、問答集問3-14答のとおり、生活用品としての保有は原則認められない。そうすると、処分庁が本件自動車の保有を容認していないことに不合理な点は認められない。

イ 本件収入の資力発生時点について

問答集問13-6答(5)のとおり、保護開始時において保有が容認された資産については、保有が容認されている限りは、法第63条の「資力があるにもかかわらず」の要件に該当しない状態にあるとされている。これに対し、保護開始時点において、保有が容認されていない資産については、保護開始時点におけるその世帯の資力に該当するものと解される。

これを本件について検討すると①令和5年7月31日、処分庁は申請に基づき審査請求人の保護を開始したこと、②同年8月8日、審査請求人は、自動車販売業者であるA(以下「A」という。)と本件自動車売却に係る売買契約を締結したこと、③同月15日、審査請求人は処分庁に対し、本件自動車を譲渡する前は、自身が所有し使用していた旨伝えたことが認められる。

これらの事実関係を踏まえると、審査請求人とAとの本件自動車に係る売買契約締結日は保護開始日以降であり、本件車の売買契約の内容は、売主を所有者である審査請求人、買主をAとし、売渡価格を300,000円とするものであることが認められるから、審査請求人は保護開始日以前より、本件自動車の所有権を有していたことが認められる。また、前記アのとおり、処分庁は保護開始にあたり、審査請求人が本件自動車を保有することを容認していないことからすると、問答集問13-6答(5)に照らし、処分庁が本件自動車について保護開始時点で審査請求人世帯の資力であったと判断したことに不合理な点は認められない。

ウ 本件収入の収入認定について

問答集問13-23答(1)のとおり、保護の開始時において既に資力を有していた場合は、必要経費等を除き実際の受給額全額を返還の対象とすべきであり、収入認定の際に認められる控除等は適用されないとされている。

これを本件について検討すると、①Aは、売買契約に基づき、審査請求人から本件自動車を300,000円で買い取ったこと、②令和5年8月7日、Aから審査請求人の口座に300,000円が入金されたことが認められる。

前記イのとおり、本件自動車は、保護開始時点で審査請求人世帯の資力で

あったと認められ、本件自動車の売却益である本件収入は、保護開始時点での資力が保護開始後に現金化したものであり、保護開始時点で現金化されていれば、審査請求人の最低生活の維持のために当てられていたものと認められる。したがって、問答集問13-23答(1)に照らし、処分庁が本件処分において、本件収入全額を、収入認定した判断に不合理な点は認められない。

エ 以上のことから、処分庁が本件収入全額を収入認定することに不合理な点は認められず、審査請求人の主張は理由がなく、採用できない。

(4) 要返還額の決定について

生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成24年課長通知」という。)のとおり、法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすることとされている。

以下検討すると、前記(3)のとおり、処分庁は、本件処分において収入認定額を300,000円と決定したことが認められる。また、①令和6年4月11日、処分庁は審査請求人に対し、本件収入を得るために要した経費の有無を確認し、審査請求人の申出内容について、本件収入を得た後に要した費用のため、必要経費とは認められない旨伝えたこと、②同月15日、処分庁は審査請求人から本件収入に係る必要経費が無いことを確認したこと、③処分庁は、令和5年9月から同年10月までに審査請求人に対して支弁した保護費461,440円及び収入認定額を比較し、要返還額を300,000円と決定したことが認められる。

これらの事実を踏まえると、本件処分において処分庁が決定した要返還額が平成24年課長通知において、原則、全額を返還対象とするとしていることに照らすと、著しく妥当性を欠くとは言えず、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

(5) 返還請求額の決定について

この点について、自立更生費等の控除の判断にあたっては、平成24年課長通知のとおり、法第63条に基づく費用返還については、原則全額を返還対象としつつ、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額について返還額から控除することが可能であるとされている。また、保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額については、自立更生の範囲には含まれないとされている。

これを本件について検討すると、①令和6年10月25日、処分庁は審査

請求人に架電し、審査請求人が本件収入を知人への借金返済に充てたことを確認したこと、②同月31日、処分庁は審査請求人の知人に架電し、2、3箇月前に審査請求人から借金500,000円のうち300,000円の返済があったことを確認したこと、③令和6年4月12日、処分庁はケース診断会議を開催し、本件収入の用途である過去の借金の返済については、自立更生控除に該当しないため、本件処分において、要返還額全額を返還請求額と決定したことが認められる。

これらのことからすると、処分庁は、審査請求人に対して本件収入の用途及び審査請求人の知人に対し借金返済の事実関係を確認し、組織的に自立更生控除の検討を経たうえで、本件処分を行ったことが認められ、本件処分において自立更生費を認定しなかった処分庁の判断及び手続に違法又は不当な点はない。

- (6) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。
- (7) 上記以外の違法性又は不当性の検討
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。
- (8) 以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和7年12月	1日	諮問の受付
令和7年12月	3日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：12月17日 口頭意見陳述申立期限：12月17日
令和7年12月	23日	第1回審議
令和8年	1月6日	Aに対し質問書を送付(回答：令和8年1月9日)
令和8年	1月29日	第2回審議
令和8年	2月26日	第3回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維

持のために活用することを要件として行われる。」と、第2項において「民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と定めている。また、法第5条は、「(前略)この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

- (2) 法第63条は、費用返還義務について規定しており、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条本文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、また、返還額は、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであると解されている。

- (3) 生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8の3(2)エ(イ)は、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入((3)のオ、カ又はキに該当する額を除く。)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が、世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と定めている。

なお、次官通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項に定める処理基準(以下「処理基準」という。)である。

- (4) 平成24年課長通知1(1)は、法第63条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。(中略)」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を定め、その④において、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」と示されており、そのただし書きにおいて、「以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。(ア)いわゆる浪費した額(当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む)(イ)贈与等により当該世帯以外のために充てられた額(ウ)保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額(エ)保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」と記している。

- (5) 問答集問8-95答は、「過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められない。その理由は、もしそのような措置を認めるならば、保護を受ける以前における個人によって異なる程度に営まれてきた生活までも、本法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向けてその最低限度の生活の維持を保障せんとする本法の目的から著しく逸脱することになるからである。(後略)」と記している。
- (6) 問答集問13-6答(5)は、「保護開始時において保有が容認された資産(土地等)については、保有が容認されている限りは、法第63条の「資力があるにもかかわらず」の要件に該当しない状態にあると言える。しかしながら、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められる場合、ケース診断会議において処分指導が適当と認められた場合等、保有を否認された時点以降は、当該資産は活用すべき資産となり、法第63条にいう資力の発生があったものとして取り扱うこととなる。具体的には、文書により資産保有の否認、処分指導等を通知した時点以降の保護費が返還額決定の対象となる。(後略)」と記している。
- (7) 問答集問13-23答(1)は、法第63条の返還対象額の算定について「保護の開始時において既に資力を有していた場合は、もしその時点で資力が活用可能な状態にあれば、それは現金化することにより最低生活の維持のために当てられていたものである。したがって、必要経費等を除き実際の受給額全額を返還の対象とすべきであり、収入認定の際に認められる控除等は適用されない。(後略)」と記している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 令和5年7月31日より、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。同日に提出された審査請求人の資産申告書においては、数百円の現金・預貯金がある以外に、自動車について「無」、負債(借金)について「50〔万円〕以上」と報告されている。また、収入申告書においては、収入は児童手当10,000円と児童扶養手当44,140円のみと報告されている。
- (2) 令和5年8月15日、審査請求人が初回保護費の受け取りのため処分庁に来庁した。処分庁は子ども相談センターより情報提供のあった審査請求人の自動車の保有状況について質問したところ、本件自動車の所持を認めたくうえで借金をした知人に本件自動車を譲渡した旨を述べた。
- (3) 令和5年10月25日、処分庁は審査請求人に対し、令和5年8月7日に審査請求人名義の口座に対し、Aから300,000円の入金記録があった

として、事実確認を行った。これに対し審査請求人は、保護を受給するにあたって本件自動車を売却したとの説明を行ったうえで、売却代金は知人への借金返済に充てたため収入には当たらないとの主張を行った。処分庁は、保護開始日以降に入金されている以上、収入とみなさざるを得ず、その分の保護費については返還となる旨説明したが、審査請求人は納得しなかった。

- (4) 令和5年12月26日、処分庁はAに対し法第29条に基づく照会を行った。これに対しAは、令和6年1月23日付けで、審査請求人より本件自動車を300,000円で買い取ったこと、売買契約は2023年(令和5年)8月8日に締結されたことを回答した。なお、審査請求人への入金売買契約の前日である理由について当審査会がAに照会したところ、売主への信用確保のため代金支払いを先履行したものである旨の回答があった。
- (5) 令和6年4月12日、処分庁はケース診断会議を開催し、本件自動車の売却収入について法第63条に基づく返還請求を行うこと、また審査請求人から必要経費の控除の申請がないこと、金銭の使途が保護開始前の借金返済であることから「自立更生の用途に供されるもの」には該当しないとして本件収入全額を返還対象とする意思決定を行った。
- (6) 令和6年4月16日付けで、処分庁は本件処分を行った。本件処分の通知においては、「生活保護法第63条の規定により、次のとおり返還金・徴収金の額等について決定したので通知します。」としたうえで、「返還金・徴収金決定額 金 300,000円」と、決定理由として「あなたに自動車の売却益による収入があったため、令和5年9月～令和5年10月に支給した保護費のうち300,000円については、「令和5年8月7日に発生した資力がありながら保護を受けた」ことに該当するので、保護に要した費用を返還する義務がある旨定めた(中略)〔法〕第63条に基づき、返還決定します。なお自立更生費用については、収入の使途が自立更生費用として控除すべき項目に該当しないため、認定しません。」と記載されている。
- (7) 令和6年5月10日、審査請求人は本件審査請求を行った。

3 判断

- (1) 本件は、審査請求人が本件自動車の保有を処分庁に申告しないまま保護開始決定を受け、その後保護受給中に本件自動車を売却し売却代金を得たものである。以下、法第63条に基づく本件処分の妥当性について検討する。
- (2) 法第63条の解釈と運用について
- 法第63条は、急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の

返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うに当たって、同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、返還金の返還をさせないことが相当であると保護の実施機関が判断する場合には、当該被保護者に返還金の返還をさせないことができるものと解される反面、保護の実施機関による返還金額の決定が、上記の諸事情に関し、判断の基礎とされた事実と誤認があること等により事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くと認められる場合には、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したのものとして違法となると解するのが相当である（福岡地方裁判所平成26年3月11日判決（平24（行ウ）22号。賃金と社会保障1615・1616号112頁）及び東京地方裁判所平成29年2月1日判決（平27（行ウ）625号。賃金と社会保障1680号33頁参照）。

(3) このように、法第63条が費用返還義務について「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に被保護者の返還義務を定めているところ、問答集問13-23答(1)は、「保護の開始時において既に資力を有していた場合は、もしその時点で資力が活用可能な状態にあれば、それは現金化することにより最低生活の維持のために当てられていたものである。したがって、必要経費等を除き実際の受給額全額を返還の対象とすべきであり、収入認定の際に認められる控除等は適用されない。」としており、本件自動車が「資力」と評価されるのであれば当該規定が適用されることとなる。

(4) この点、問答集問13-6答(5)においては、「保護開始時において保有が容認された資産（土地等）については、保有が容認されている限りは、法第63条の「資力があるにもかかわらず」の要件に該当しない状態にあると言える。しかしながら、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められる場合、ケース診断会議において処分指導が適切と認められた場合等、保有を否認された時点以降は、当該資産は活用すべき資産となり、法第63

条にいう資力の発生があったものとして取り扱うこととなる。具体的には、文書により資産保有の否認、処分指導等を通知した時点以降の保護費が返還額決定の対象となる。(後略)」としている。

本件では、そもそも審査請求人は保護開始決定前に本件自動車を保有していながら申告しなかったため、開始決定時に処分庁がその事実を知らず、令和5年8月15日にも審査請求人に本件自動車の保有について原則認められない旨言及しているものである。これらの事実から審査請求人に保有を容認されるような事情はないと評価できるから、本件は問答集問13-6答(5)の場合に該当せず、保護開始決定時より資産である本件自動車を有していたとして、法第63条及び問答集問13-23答(1)が適用されるものと考えられる。よって、処分庁が令和5年9月から同年10月までに審査請求人に対して支弁した保護費461,440円及び収入認定された300,000円を比較し、要返還額を300,000円と決定したことは妥当である。

- (5)なお、平成24年課長通知1(1)は法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすることとされている一方、その④主文において自立更生費について控除を認めている。もっとも、同ただし書(エ)は、保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額について自立更生の範囲に含まないとしている。これは、勤労に伴う必要経費に関する問答集問8-95答において、過去の債務を返還額から控除することについては、保護を受ける以前における個々人によって異なる程度によって営まれてきた生活を法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向かってその最低限度の生活の維持を保障せんとする法の目的から逸脱することになるため、原則として認められないとされていることと趣旨を同じくするものであると考えられる。

これを本件について検討すると、①令和6年10月25日、処分庁は審査請求人に架電し、審査請求人が本件収入を知人への借金返済に充てたことを確認したこと、②同月31日、処分庁は審査請求人の知人に架電し、2、3箇月前に審査請求人から借金500,000円のうち300,000円の返済があったことを確認したこと、③令和6年4月12日、処分庁はケース診断会議を開催し、本件収入の用途である過去の借金の返済については、自立更生控除に該当しないため、本件処分において、要返還額全額を返還請求額と決定したことが認められる。

これらのことからすると、処分庁は、審査請求人に対して本件収入の用途及び審査請求人の知人に対し借金返済の事実関係を確認し、組織的に自立更生控除の検討を経たうえで、本件処分を行ったことが認められ、本件処分において自立更生費を認定しなかった処分庁の判断及び手続に違法又は不当

な点はない。

- (6) 以上を踏まえると、本件処分において判断の基礎とされた事実には誤認があること等により事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くと認められる事情はなく、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は行政不服審査法第45条第2項に基づき、棄却されるべきである。

第6 付言

当審査会の前記判断を左右するものではないが、以下付言する。

1 本件処分の理由付記について

不利益処分の名宛人に対し処分の理由の提示が求められる趣旨は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）の便宜を図ることにあると解される。そして、理由付記の程度については、当該処分の根拠法令等の規定内容、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決すべきである。

本件では、審査請求人は、本件審査請求を行い、種々主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。しかしながら、本件処分通知書においては法令の記載はあるものの、自立更生費を控除しない根拠が記載されていないことは、十分な理由提示と言えるか否かについて疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被処分者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に説明することが望まれる。

2 本件審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続においては、令和6年5月24日に処分庁に対して弁明書の提出要求がなされたものの、令和7年6月24日に弁明書を受領するまで1年1か月を要している。審査庁においては、行政不服審査法第28条の趣旨に沿って、迅速かつ公正な審理の実現のため、審理手続を組織的、計画的に進行させるべく工夫、努力するとともに、処分庁もこれに協力することが強く求められる。

大阪府行政不服審査会第2部会
委員（部会長）原田 裕彦

委員
委員

海道 俊明
福島 豪